

次回期日令和4年10月24日午後3時20分

令和3年（行ウ）第10号 公金支出返還等請求事件

原告 松崎光成 外4名

被告 香川県知事 池田豊人

令和4年 月 日

準 備 書 面（6）

高松地方裁判所民事部合議1B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作 花 知 志

原告らは、補助参加人ら提出令和4年10月17日付準備書面（2）について、以下のとおり主張を行う。

第1 原告らの主張

- 1 補助参加人らの主張は争う。
- 2 本件着手金の支払いや本件報酬の支払いの合意がされたときに刊行されていた『注解法律学全集2 憲法Ⅱ[第21条～第40条]』（1997年、青林書院）283頁（甲69）には、「本条（原告ら注：憲法32条）の保障する権利は、その性質上日本国民のみを対象としたものとは解されないから、外国人に対してもその保障が及ぶものと解すべきである（通説）。」と記載されている。

すると、憲法32条の裁判を受ける権利の保障主体は、国民と外国人であることは明白であった。また、地方公共団体が「国民」に含まれないことは、憲法99条から明白であった。その結果、地方公共団体である香川県は憲法32条により基本的人権である「裁判を受ける権利」の保障はないことは明白である。

また、長尾一紘『日本国憲法[第3版]』（1999年、世界思想社）（甲7

0) 102頁では、「以上の議論は、すべて「私法人」に関するものであり、国や公共団体などの「公法人」については別個の考察を必要とする。公法人の基本的人権共有主体性については、a 原則的に否定する見解、b 原則的に肯定する見解、c 公権力の主体としての側面については否定し、私経済の主体としての側面については肯定する見解、などが考えられる。基本権本来の意義と作用に留意するならば、右 a 説（原告ら注：人権共有主体性についての原則否定説）が妥当である。」と記載されている。

さらに、松井茂記『日本国憲法[第3版]』（2007年、有斐閣）310頁注（5）には、「公法人は原則として政府の機関として基本的人権を享有しない。しかし、中には政府との関係で自律性が認められ、基本的人権の享有を認めるべき場合もある。とりわけ国立大学や日本放送協会などは、その例であろう。」と、①公法人は原則として政府の機関として基本的人権を享有しないこと、②例外として基本的人権の享有を認めるべき場合は、政府との関係で自律性が認められている国立大学や日本放送協会などに限られること、③例外として基本的人権の享有を認めるべき場合として地方公共団体は挙げられていないこと、その結果、公法人としての地方公共団体には人権共有主体性が認められないことが明白となる内容が記載されているのである。

このように、「地方公共団体は人権共有主体性が認められない。よって地方公共団体は憲法32条の裁判を受ける権利を享受しない。」ということは、刊行されている書籍に明記されていることであつた。それは容易に知り得た内容であつた。

ところが、被告の準備書面(1)の2頁には、「したがって、別訴被告（香川県）は、憲法32条により、訴訟の目的たる権利関係について裁判を受ける権利を保障されているところであり、別訴被告（香川県）は、上記権利を実効的に行使するため、（……3弁護士）に依頼したものである。」「すなわち、別訴被告（香川県）が別訴3名代理人に対し、（本件着手金）を支払ったのは、上記憲法上の権利を行使するための必要な経費であり、」と明記されている。

また、被告の準備書面(2)の3頁には、「別訴被告(香川県)は、別訴訟において、上記法的見解を主張するために、憲法32条の保障するところに従い、別訴3名代理人に訴訟遂行を委任し、所要の弁護士費用を支出しているところである。」と明記されている。

すると、香川県には「憲法が保障する基本的人権」についての誤解があったことは明白である。その結果、本件着手金の支払(本件着手金の算定及び支払)や本件報酬金の支払の合意(本件報酬金の算定及び支払の合意)が、「憲法が保障する基本的人権」についての誤解に基づき、誤った憲法解釈に基づいて行われたことを如実に物語っている。

香川県は、自らは人権享有主体ではないのに、人権享有主体であるとして公金(税金)を用いて本件着手金の支出を行い(本件着手金の算定及び支払)、また本件報酬金の支払の合意(本件報酬金の算定及び支払の合意)をしたのであるから、その支出や合意が違憲であることは明白である。

本件着手金の支払(本件着手金の算定及び支払)及び本件報酬金の支払の合意(本件報酬金の算定及び支払の合意)は、憲法32条及び憲法99条に違反した違憲のものである以上、憲法98条1項により「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されているのであるから、香川県による本件着手金の支払(本件着手金の算定及び支払)及び本件報酬金の支払の合意(本件報酬金の算定及び支払の合意)が無効(「その効力を有しない。」)ことも明白である。

また同時に、本件着手金の支払(本件着手金の算定及び支払)及び本件報酬金の支払の合意(本件報酬金の算定及び支払の合意)が、地方財政法4条1項が規定する「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため」の規定が当然の前提とする「憲法に違反しない目的」にも違反していることは明白である。

付言すると、香川県が「香川県には、憲法32条により裁判を受ける権利が保障される。」と考えて、地方財政法4条1項が規定する「地方公共団体の経

費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」の規定により義務付けられた必要最小限度を越えて、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）を行ったことも明白である。

- 3 なお、補助参加人らは、「応訴の必要があると判断されるのに、これに応訴せずに漫然と請求を認めれば「怠る事実」となってしまうことは自明の理である。」などと主張する。

しかしながら、別件訴訟で被告香川県は、「本件条例は努力義務を課したにすぎない。」との主張を行ったのであるから（甲 30）、国家賠償法に基づく賠償請求事件である別件訴訟においては、仮に弁護士が必要であるとしても、1 人の弁護士が「本件条例は努力義務を課したにすぎない。よって原告らには具体的な権利侵害がない。請求は棄却されるべきである。」と主張すれば足りたのである。さらに言えば、本件条例が努力義務を課した内容にすぎず、香川県には既にガイドラインとして「さぬきっ子の約束」（甲 60）が存在していたのであるから、別件訴訟の被告香川県としては、別件訴訟が提起されたことを契機として、本件条例を改廃すれば足りたのである（本件条例が憲法に違反しており、別件訴訟の被告香川県は本件条例の改廃義務があったことは、原告らが本件訴訟で主張したとおりである。）。本件条例が努力義務を課す内容にすぎないのであるから（甲 30）、それを改廃することで、何ら別件訴訟の被告香川県には不利益は生じないのである。

そして、「応訴すべき」との点については、原告らが既に引用したように、高知地裁令和 4 年 4 月 26 日判決（被告東洋町、高知地裁令和 2 年（ワ）第 133 号 損害賠償請求事件）においては、被告は訴訟代理人弁護士を委任することなく、指定代理人（地方自治法 153 条 1 項）により訴訟の対応を行っており、やはり別訴訟の被告香川県も、同様の方法があったことは明白である。その点においても、別件訴訟の被告香川県が、公金（税金）を支出して本件着手金を支払い、本件報酬の支払いの合意を行うことの必要性がなかったことは

明白である。

ちなみに、被告が提出した別訴訟の高松地裁判決（乙１）４５頁では、「本件条例は、そもそも原告らにおいて何ら具体的な権利の制約を課すものではない。」と判示している。それは、本件訴訟における原告らの主張の根拠となる内容である。「本件条例が、原告らにおいて何ら具体的な権利の制約を課すものではない」（乙１）のであれば、弁護士費用の支出など不要だったのである。

逆の言い方をすれば、別件訴訟の被告香川県が公金（税金）を支出して本件着手金の支払い（３名合計１６１万７０００円（税込））と本件報酬金の支払いの合意を行ったことで、香川県民が得た「利益」は「０円」（何もない）なのである。その支出がコロナ禍において香川県民が苦しい経済生活を送っていた時期にされたこと、さらには香川県民が苦しい経済生活の中で必死に納税した税金から支出されたことを踏まえると、公金（税金）の無駄使いであることは明白である。

- ４ さらに、補助参加人らは、「被告と補助参加人らとの間では、裁判を受ける権利について特段の議論を行うことはなかった。」と主張するが（３頁）、議論がされていなくても、香川県が「香川県には、憲法３２条により裁判を受ける権利が保障される。」と誤解して、本件着手金の支払（本件着手金の算定及び支払）及び本件報酬金の支払の合意（本件報酬金の算定及び支払の合意）を行った以上、原告らが上で主張した内容と結論には、何ら変わりはないのである。

以上

